

電気通信大学全学教育・学生支援機構運営委員会規程

平成22年 3月19日

改正

平成24年 5月22日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学全学教育・学生支援機構規程第6条第2項の規定に基づき、電気通信大学全学教育・学生支援機構運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 全学的な教育、学生支援及び学生受入れの基本的方針に関すること。
- (2) 教育の改善等の基本方針に関すること。
- (3) 各センターの連絡調整に関すること。
- (4) その他機構の運営に関し必要なこと。

(構成員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 情報理工学域長
- (4) 情報理工学研究科長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、副機構長のうちから学長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学務部教務課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。